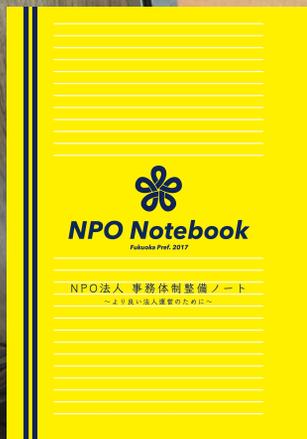


参加費無料
冊子お渡し



NPO法人の事務

安心ですか？

NPO法人事務体制整備ノート 活用講座

「年に1回の手続きは思い出すのが大変」「企業と同じだと思い込んでいた」「税理士などの専門家に相談するお金がない」「給与や謝金の払い方に不安」…という方などにオススメ！

NPO法人の「法務・労務・会計・税務」など、正解がしっかりあるにも関わらず「調べると大変で難しい」、「誰に聞いたらいいか分かりにくい」事項をわかりやすくまとめ、全国で大好評の「NPO法人事務体制整備ノート」。その活用方法について、執筆関係者が現場の実例を交えてお話しします。

北九州会場

2/24

- 日時 平成30年2月24日（土）
13:00～15:00（12:30開場）
- 場所 八幡西生涯学習総合センター
北九州市八幡西区黒崎3-15-3
コムシティ3F大会議室（定員50名）
- 登壇者
NPO法人改革プロジェクト 立花 祐平
認定NPO法人エコけん 平川 由記子
特例認定NPO法人アカツキ 永田 賢介



福岡会場

3/7

- 日時 平成30年3月7日（水）
19:00～21:00（18:30開場）
- 場所 福岡県NPO・ボランティアセンター
福岡市博多区吉塚本町13-50
5F会議室（定員50名）
- 登壇者
NPO法人フードバンク福岡 雪田 千春
認定NPO法人エコけん 平川 由記子
特例認定NPO法人アカツキ 永田 賢介



主催：福岡県

協力：北九州市

企画・運営：特例認定NPO法人アカツキ

講座内容について

- ・なぜ、NPO法人事務が重要な？～現場の声から～
- ・みんなで解決！事務のお悩み？共有ワーク
- ・こんなに便利！事務体制整備ノート活用のポイント

冊子の入手について

本講座に参加くださった方には「NPO法人事務体制整備ノート」を配布します。また、以下のホームページより、無償でPDFダウンロードいただくことも可能です。

- 福岡県NPO・ボランティアセンター
<http://www.nvc.pref.fukuoka.lg.jp/>
- 特例認定NPO法人アカツキ
<http://aka-tsuki.org/>

お申し込み／お問い合わせ

- メール・TEL・FAXいずれかにてお申込を受け付けます。
 以下の項目をご記入ください。
- ①団体名
 - ②お名前
 - ③参加日程（2/24北九州 or 3/7福岡）
 - ④役職（理事・監事・職員・正会員・その他等）
 - ⑤事務上のお悩み[任意]
- 福岡県NPO・ボランティアセンター認証班
 ■メール：nvc@pref.fukuoka.lg.jp
 ■TEL：092-631-4412 ■FAX：092-631-4413

NPO 法人運営カレンダー

事業年度終了後

項目	実施時期	実施内容	備考
事業年度終了後	2月～3月	事業年度終了後、事業報告書・決算書等の作成	
役員報酬	3月～4月	役員報酬の算定・支払	
役員報酬	4月～5月	役員報酬の算定・支払	
役員報酬	5月～6月	役員報酬の算定・支払	
役員報酬	6月～7月	役員報酬の算定・支払	
役員報酬	7月～8月	役員報酬の算定・支払	
役員報酬	8月～9月	役員報酬の算定・支払	
役員報酬	9月～10月	役員報酬の算定・支払	
役員報酬	10月～11月	役員報酬の算定・支払	
役員報酬	11月～12月	役員報酬の算定・支払	
役員報酬	12月～1月	役員報酬の算定・支払	
役員報酬	1月～2月	役員報酬の算定・支払	

60

2-1 各種保険の必要性判断基準

NPO法人法に定められた事業の一つであり、職員を雇用しようとする場合は、労働法に定められている最低限の労働条件を確保する必要があります。これは、雇用の継続と関係し、労働条件を定める必要です。

労災保険に加入する場合は、必ず「労災保険」と「雇用保険」の2つに加入し、2つの保険料（労災保険）を納付する必要があります。

社会保険（「健康保険」と「厚生年金」）の加入も2つに加入する必要がありますが、セットで加入する必要があり、どちらか一方に加入することはできません。これらの保険料を「社会保険料」として扱います。

労働者	労災保険	雇用保険	健康保険/厚生年金
理事長・役員	△ 任意加入	△ 任意加入	△ 任意加入
理事・役員	○ 必須加入	○ 必須加入	○ 必須加入
職員	○ 必須加入	○ 必須加入	○ 必須加入

労災保険
 労働法に定められた最低限の労働条件を確保し、労災に備えておく必要があり、労災保険に加入する必要があります。

健康保険
 労働法に定められた最低限の労働条件を確保し、健康に備えておく必要があり、健康保険に加入する必要があります。

厚生年金
 労働法に定められた最低限の労働条件を確保し、厚生年金に備えておく必要があり、厚生年金に加入する必要があります。

62

4-3 所得税の源泉徴収

所得税の源泉徴収と納付
 NPO法人を運営する際に発生してはならないのは、法人に対して課税されるものではないです。個人への所得税を徴収し、法人の利益に課税される個人所得税に代わって「源泉徴収」によって、法人がその所得税を一括して納付し、個人への納付を免除する義務があります。個人への納付を免除する義務は、法人として課税開始の日付から発生します。

源泉徴収は、支払ひ主である法人が個人に対して行うことになり、それによって発生する納付義務があります。法人が個人に対して課税がある場合、また法人が個人に対して課税がない場合でも「源泉徴収」を行い、個人への納付を免除する必要があります。源泉徴収は、支払ひ主である法人が個人に対して行うことになり、それによって発生する納付義務があります。法人が個人に対して課税がある場合、また法人が個人に対して課税がない場合でも「源泉徴収」を行い、個人への納付を免除する必要があります。

源泉所得税の区分別納付フローチャート

40

福岡県内でNPO法人が必要とする主な問い合わせ窓口一覧

（※住所は任意）

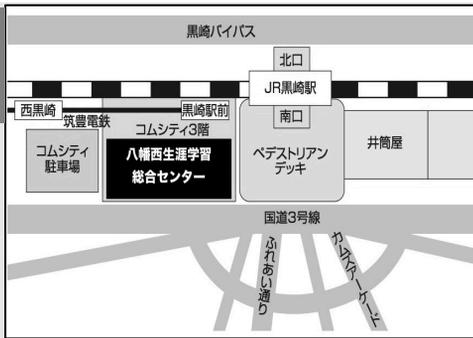
所轄庁	名称/住所	電話番号	担当
福岡県庁	総務課	092-771-4937	法人課
	税務課	092-445-3101	法人課
福岡市役所	市民生活課	092-431-4611	法人課
	市民生活課	092-32-3256	法人課

法務局

名称/住所	電話番号	担当
福岡市法務局	092-721-4510	法人課
福岡市法務局	093-561-3542	法人課

62

北九州会場



*会場「コムシティ」駐車場利用可（有料）

福岡会場



*会場駐車場利用不可

FAX送信用記入欄

- ①団体名
- ②お名前
- ③参加日程（2/24北九州 or 3/7福岡）
- ④役職（理事・監事・職員・正会員・その他等）
- ⑤事務上のお悩み[任意]

092-631-4413